

社会医療法人社団 同仁会 行動計画

就業規則に制定してある制度を社員に周知徹底し、安心して仕事と子育てを両立させることができすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23年 4月 1日～平成 27年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次のとおり目指す。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること（子の看護休暇含む）

女性社員・・・取得率80%以上の維持

<対策>

- 平成23年 4月～ 男性も育児休業や子の看護休暇を取得できることを周知するため、社内広報誌などへの記載
- 平成23年 4月～ 育児休業・子の看護休暇の取得希望者への配布物の作成

目標2：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度の周知

<対策>

- 平成23年 4月～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知
- 平成23年 4月～ 対象者及び希望者への個別説明の実施

目標3：小学校入学前までの子を持つ労働者の育児のための所定外労働免除や制限の制度の周知

<対策>

- 平成23年 4月～ 各部署毎に検討
- 平成23年 5月～ 各部署にて調整後、なお希望する対象者への個別説明実施